



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行

715号 2018年6月26日

〒300-1235 牛久市刈谷町 1-41-8

Tel・Fax : 870-0335

携帯 : 090-5587-7693

Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

空家所有者情報

外部提供に工夫を

第2回定例会一般質問 ①-B

杉森議員は6月8日、牛久市議会第2回定例会で、①空家等対策、②会計年度任用職員、について一般質問した。今号では①のBを掲載する。

国交省がガイドライン

【杉森議員の質問】次に、空家等に関する所有者等と住民への情報収集・提供、地域協力、相談体制の進捗状況について伺います。

政府は2014年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法案、いわゆる空き家対策特措法を成立させ、国交省は2017年3月に「**空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(試案)**」を発表し、課税情報をはじめとした空き家所有者情報を民間事業者等に提供すること等の事例を紹介し、空き家を放置している所有者にその利活用を促すなど極めて有用である、と述べています。

京都市には空き家相談員

市町村における取り組み事例として、京都市では、課税情報も活用して把握した空き家等の所有者に空き家の活用を働きかけ、意向がある場合には、所有者の同意を取得して、「**京都市地域の空き家相談員**」として市に登録されている宅地建物取引士に所有者情報等を取り次ぐといった取組があります。

松戸市は民間事業者団体と

松戸市や太田市では、**民間事業者団体**と協定を締結した上で、課税情報も活用して把握した空き家等の所有者に活用を働きかけ、意向がある場合には、所有者の同意を取得して、

労働者の権利が壊される③

消えた「同一労働・同一賃金」

なんと、今国会に提出されている法案には「同一労働同一賃金」の言葉は全く入っていません。つまり、この法案は、非正規労働者の賃金引き上げや労働条件の改善には全くつながりません。

具体的には、非正規労働者の不合理な労働条件の差別を禁止している「労働契約法20条」を削除して、パートタイム労働法に規定される「パートタイム労働者」に、「有期雇用労働者」を加えて、同等の規定を有期労働者にも適用するとしています。しかし、現行のパートタイム労働法は、その適用範囲が極端に狭く限定されており、実際に適用される労働者がこれまでほとんどいなかったもので、そこに「有期労働者」を加えても、実効性は担保されません。また、明確に不合理な差別の禁止を規定している労働契約法20条よりも規定が曖昧です。

更に、労働契約法18条によって無期転換された労働者が、フルタイム就労した場合、この法律の対象外となり、いわゆる正社員との均等・均衡待遇の法理が適用されないことも大問題です。

高度プロフェッショナル制度

当該団体に所有者情報等を提供するといった取組が行われていると伺います。牛久市における空家等に関する所有者等と住民への情報収集・提供、地域協力、相談体制の進捗状況について説明を求めます。

区長説明会や冊子配布等

【建設部次長の答弁】所有者等や市民への情報収集・提供、地域協力の取り組みとしては、昨年10月に牛久地区・岡田地区・奥野地区と地区ごと3回に分けて8月に策定した「牛久市空家等対策計画」の区長説明会を実施したほか、11月1日号の広報うしくに空家の特集記事の掲載、12月には市で把握の空家情報を地図上に表示して各区長に配布しました。

さらに、実態調査で空家等と確認した物件の所有者等を対象としたアンケート調査を昨年12月から1月に行い、所有者の意向を確認したうえで、空家バンクへの登録の提案や管理に関する情報提供を行いました。

相談体制の取り組みとしては、本年1月27日に空家の適正管理や空家の発生抑制を目的として、空家所有者や将来空家になることが見込まれる住宅の所有者などを対象とした弁護士、司法書士などの専門家による無料相談会を開催し、3件の相談がありました。

これからの取り組み予定ですが、所有者・市民等への情報提供等としては、空家の適正管理の重要性や空家バンクの紹介等を網羅した啓発冊子の全戸配布や、行政区長へ市で把握している空家の情報提供を行っていきます。また現在、昨年に引き続き水道情報を基に、空家の実態調査を行っており、新たに判明した空家所有者に対してアンケート調査を実施し、所有者の意向確認を行っていく考えです。相談体制としては、昨年度開催した無料相談会の開催回数を増やし、より多くの所有者等の相談に対応できるよう進めていきます。

対策地区を絞り集中を

【杉森議員の質問】牛久市空家等対策計画は対策地区を市内全域に設定しています。全国的にも市内全域に設定している市町村が多いように思われますが、横浜市は、計画の主な対象とする空家等の種類を「一戸建の空家」とすることから、空家等対策の対象地区は横浜市域のうち、「主に一戸建の住宅が立地する市街地」としています。牛久市の計画では、「現時点における空家等の発生状況は牛久地

区に留まっているものの、ひたち野うしく地区でも今後の少子高齢化の進展により空家等の発生が予想されるため、市内全域において空家等発生の予防や抑制を重点的に取り組んでいく必要があることから、計画の対象地区を市内全域に設定します。」としています。

刈谷+栄町に空家が匹敵

しかし私は、2013年の牛久市の居住住宅総数32,290戸のうち4,330戸、11.7%を空家が占め、**4,330戸という数字**が刈谷町と栄町を合計した数字に匹敵するという事実、しかも空家が市街化区域に集中していることを考えても、牛久市における空家等対策は横浜市同様に、空家等対策の対象地区は牛久市域のうち、「主に一戸建の住宅が立地する市街地」とし、空家対策を都市再開発・新たな都市計画につながる道筋を描き出すことが必要かと考えますが、市執行部の見解をお聞きします。

重点地区設定も検討？

【建設部次長の答弁】少子高齢化による人口減少社会が加速度的に進展する中、今後全国的に空家等の増加が予想されており、その傾向は当市でも例外ではありません。当市では、健全な地域社会を維持するためには早期の対策が必要という認識に基づき、当市の取り組むべき対策の方向性や基本的な考え方を示した「牛久市空家等対策計画」を昨年8月に策定しました。同計画を策定する過程で対象地域を設定する際に主眼を置いた点としては、今後市内全域で空家等の増加が予測されることから「空家発生の予防と抑制」に主眼を置き対象地域を市内全域と設定しました。

空家等を活用した定住促進の取組については、今後空家等対策を進めていく中で、空家等の解消と活用の観点から有効な取組の1つであると考えます。

当市の定住促進に対する取組等については検討段階でありますので、今後当市の定住促進に対する取組等を検討する中で、議員ご提案の重点地区を設定することの是非も含め、関係部署と協議・検討していきたいと考えています。